

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 7 年 8 月 7 日	三重県志摩建設事務所に関する住民 監査請求（令和 7 年 8 月 6 日） 鳥羽市の賀茂川付近の堤防に関し て志摩建設事務所が実施した点検は 違法である。 この堤防は、干拓地の付随堤防と して作られたものだが、昨年度の検 査項目は河川堤防としての検査項目 である。	県土整備部



番号	監査委員からの通知日	結果
1	令和 7 年 9 月 22 日	令和 7 年 9 月 12 日付け却下

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和 7 年 8 月 5 日	三重県情報公開・個人情報保護審査会に 関する住民監査請求 (令和 7 年 8 月 4 日) 三重県情報公開・個人情報保護審査会に申請された 12 件の審査請求について、併合の手続きが取られたが、この「併合」により審査が十分に行われないことは明らかであり、作為的に審査に不備を発生させるものと考えられる。 また、「併合」の手続きが取られたのは、審査請求の内容が「三重県職員による愉快犯的業者いじめの実態」及び「三重県の開発部局による非常識な審査体制」である等から、不祥事を隠蔽することが「併合」の目的と考えられる。 従って、こうした手続きに要した人件費、事務費、コピー代等は無駄遣いである。	総務部



番号	監査委員からの通知日	結果
2	令和 7 年 9 月 26 日	令和 7 年 9 月 12 日付け却下